

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築物特定施設等の欄の「令」はバリアフリー法施行令の該当条文、「条」は鳥取県福祉のまちづくり条例の該当条文
表1 一般基準 施行令第11条～23条 条例第15条～23条

Table with columns: 建築物特定施設等, 適用建物, 関連条項, チェック項目, and evaluation results. Rows are categorized by building type: 廊下等, 階段, 傾斜路, 便所, ホテル又は旅館の客室, 敷地内の通路, 駐車場.

移動等円滑化経路		令18	[表3に記入]		
標識		令19	移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設けているか	適	
該当有		(省令113-1)	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設置されているか	適	
該当無		(省令113-2)	(2)表示すべき内容が容易に識別できるものか(内容がJISZ8210に定められている場合はそれに適合すること)	適	
案内設備		令20-3	案内所を設けているか	有	無
該当有			[以下は「無」の場合に記載]		
該当無		令20-1	建築物又はその敷地内に、移動等円滑化措置のとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を示した案内設備を設けているか(ただし、容易に視認できる場合を除く。)	適	ただし書
		令20-2 (国告1491)	建築物又はその敷地内に移動等円滑化措置のとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するもの若しくは点字で示した案内設備を設けているか	適	
	官公署 ターミナル	条21の2	次の建築をする場合で、案内所・案内設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けているか(ただし、知事が定める場合を除く。) ・保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・床面積の合計が2,000平方メートル以上であるターミナル	適	ただし書

表2 視覚障害者移動等円滑化経路 施行令第21条、条例第21条の3
道等から案内設備までの経路のうち、1以上について適用する

建築物特定施設等	適用建物	関連条項	チェック項目		
案内設備までの経路		令21-1	道等から案内所又は点字等で示した案内設備までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等経路としているか 4	適	4該当
該当有			[以下(1)~(2)は「適」の場合に記載]		
該当無		令21-2-1	(1)線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置がされているか (風除室内で直進する場合は免除)	適	ブロック等 音声誘導
		令21-2-2-1	(2)車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	適	
		令21-2-2-2	(3)段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 5	適	5該当
	病院、官公署等 公衆便所 1000㎡以上	別表1 条21の3	次の建築をする場合で、道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所と敷地内の視覚障害者移動等円滑化経路が接続されているか。 (1) 全ての病院、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署、ターミナル (2) 床面積の合計が100平方メートル以上である診療所 (3) 前(1)~(2)のほか、床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物	適	道等に敷設なし

表3 移動等円滑化経路 施行令第18条、条例第19条
道等から利用居室までの経路等、それぞれ1以上について適用する

建築物特定施設等	適用建物	関連条項	チェック項目		
経路全般		令18-1	以下(1)~(4)のそれぞれの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路としている (1)道等から利用居室までの経路 (2)利用居室から車いす使用者用便房までの経路 (3)車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (4)公共用歩廊の場合で、一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路	適 該当 該当 該当 該当	
		令18-2-1	移動等円滑化経路上には階段又は段を設けないこと (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)	適	傾斜路等併設
出入口		令18-2-2-1	幅は80cm以上であるか	適	
該当有		令18-2-2-2	戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	適	
該当無	0㎡以上	令18-2-2-1	建築物の主たる出入口の幅は80cm以上であるか	適	
		令18-2-2-2	建築物の主たる出入口の戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	適	
		条19-2-1-7	屋外に面する出入口に庇又は屋根を設置しているか(ただし、アーケードに面する等の場合を除く)	適	ただし書
	別表5	条19-2-1-1	出入口の外側に音声誘導設備を設置しているか	適	適用外
廊下等		令18-2-3本文	令11条の規定を全て満たすこと	適	
該当有		令18-2-3-1	幅は120cm以上であるか	適	
該当無		令18-2-3-2	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	適	
		条19-2-2-7	末端付近は車いすの回転に支障のない構造となっているか	適	
		令18-2-3-3	戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	適	
	別表6	条19-2-2-1	授乳・おむつ替え施設を設置しているか	適	適用外
		条19-2-2-2	(1)当該施設の出入口に標識を表示しているか	適	
		条19-2-2-3	乳幼児を預かることのできる部屋を設置しているか(1000㎡以上の次の建築物を建築する場合に限る) ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、公共体育館等、ボーリング場、遊技場	適	適用外
		条19-2-2-2	(1)当該施設の出入口に標識を表示しているか	適	
		条19-2-2-2	次の建築物の建築において、床面積5,000㎡以上のときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置いているか (劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、物販店、ホテル(宿泊者以外の利用がある場合に限る)、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署、公共体育館等、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、ターミナル)	適	適用外
傾斜路		令18-2-4本文	令13条の規定を全て満たすこと	適	
該当有		令18-2-4-1	幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	適	
該当無		令18-2-4-2	勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	適	
		令18-2-4-3	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場を設けているか	適	
エレベーター及びその乗降ロビー	延べ面積 1000㎡以上	令18-2-5-1	かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	適	
該当有		令18-2-5-2	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	適	
該当無		令18-2-5-3	かごの奥行きは135cm以上であるか	適	
		令18-2-5-4	乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	適	
		令18-2-5-5	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	適	
		令18-2-5-6	かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	適	
		令18-2-5-7	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	適	
		条19-2-4-7	かご内に戸の開閉を確認できる鏡が設置されているか	適	
		条19-2-4-1	出入口には、利用者を感じ、閉鎖を自動制する装置が設置されているか	適	
		条19-2-4-2	かご内に手すり装置が設置されているか	適	
	不特定多数が利用	令18-2-5-8	不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物であるか	該当	非該当
			[以下(1)~(2)は、上記で「該当」の場合に記載]		
		令18-2-5-9	(1)かごの幅は、140cm以上であるか	適	
		令18-2-5-10	(2)かごは車いすが転回できる形状か	適	
	不特定多数又は主として視覚障害者が利用	令18-2-5-11	不特定かつ多数の者が利用し又は主として視覚障害者が利用する建築物であるか 6	該当	6該当
			[以下(1)~(3)は、上記で「該当」の場合に記載]		
		令18-2-5-12	(1)かご内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか	適	
		令18-2-5-13	(2)かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するもの若しくは点字方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造となっているか	適	
		令18-2-5-14	(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	適	

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 該当有 該当無		令18-2-6	移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設置しているか	有	無
			[以下は、で「有」の場合に記載]		
			エレベーターを設置しているか	有	無
		国告1492-2-1	(1) 段差解消機の基準(平成12年建設省告示第1413号第1第七号)に適合しているか	適	
		国告1492-2-1	(2) かごの幅は70cm以上、かつ奥行きは120cm以上であるか	適	
		国告1492-2-1	(3) かごの奥行きと幅は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	適	非該当
			エスカレーターを設置しているか	有	無
敷地内の通路 該当有 該当無	0㎡以上	令18-2-7本文	令16条の規定を全て満たすこと	適	
		令18-2-7-I	幅は120cm以上であるか	適	
		令18-2-7-II	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	適	
		令18-2-7-III	戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	適	
		条19-2-5	通路を横断する排水溝の溝ふたは、つえ、車いすの車輪等が落ちないものとなっているか	適	
		令18-2-7-ニ	傾斜路があるか	有	無
			[以下(1)～(3)は、上記で「有」の場合に記載]		
		令18-2-7-ニ-1	(1) 幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	適	併設
		令18-2-7-ニ-2	(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	適	16cm以下
		令18-2-7-ニ-3	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	適	免除
令18-3	地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記～は車寄せから建物出入口までを整備)	該当			

移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

昇降工程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーターで、定格速度15m/分以下、かつ床面積2.25㎡以下のもの

車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏み段を水平にして昇降するエスカレーターで、定格速度30m/分以下、かつ踏み板の先端に車止めを設けたもの

表4 線状ブロック等設置緩和等に係る規定

表1から表3までのチェック項目のうち、緩和規定に該当する場合に記入する

項目	チェック項目		
各緩和規定の 該当項目	1の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する(国土交通省告示第1497号)(鳥取県告示648号) (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (3) 自動車車庫に設ける場合 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに該当しない	該当 該当 該当 該当
	2の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する(国土交通省告示第1497号)(鳥取県告示648号) (1) 自動車車庫に設ける場合 (2) 段部分と連続して手すりを設ける場合 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに該当しない	該当 該当 該当 該当
	3の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する(国土交通省告示第1497号)(鳥取県告示648号) (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (3) 自動車車庫に設ける場合 (4) 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに該当しない	該当 該当 該当 該当 該当
	4の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する(国土交通省告示第1497号) (1) 自動車車庫に設ける場合 (2) 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに該当しない	該当 該当 該当 該当
	5の該当項目	告示で定める以下の部分に該当する(国土交通省告示第1497号) (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (3) 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等	該当 該当 該当 該当
	6の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する(国土交通省告示第1494号) (1) 自動車の駐車のために供する施設に設ける場合 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに該当しない	該当 該当 該当

表5 準移動等円滑化経路 条例第20条、別表第7

共同住宅において道等から各住戸までの経路のうち1以上について適用する。

建築物特定施設等	適用建物	関連条項	チェック項目		
経路全般	共同住宅 1000㎡以上	条20	道等から各住戸までの経路のうち、1以上を準移動等円滑化経路としているか	適	
	該当有 該当無	別7-1	[以下は「適」の場合に記載] 準移動等円滑化経路上には階段又は段を設けないこと (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)	適	傾斜路等 併設
出入口	共同住宅 1000㎡以上	別7-2-1	幅は80cm以上であるか	適	
		別7-2-2	戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	適	
		別7-2-3	屋外に面する出入口に庇又は屋根を設置しているか(ただし、アーケードに面する等の場合を除く)	適	ただし書
廊下等	共同住宅 1000㎡以上	別7-3-1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか	適	
		別7-3-2	幅は120cm以上であるか	適	
		別7-3-3	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	適	
		別7-3-4	戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	適	
		別7-3-5	末端付近は車いすの回転に支障のない構造となっているか	適	
傾斜路	共同住宅 1000㎡以上	別7-4-1	手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	適	免除
		別7-4-2	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか	適	
		別7-4-3	前後の廊下等と色の明度等で識別しやすくなっているか	適	
		別7-4-4	幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	適	
		別7-4-5	勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	適	
		別7-4-6	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	適	
エレベーター 及びその乗降 ロビー	共同住宅 2000㎡以上	別7-5-1	かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	適	
		別7-5-2	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	適	
		別7-5-3	かごの奥行きは135cm以上であるか	適	
		別7-5-4	乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	適	
		別7-5-5	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	適	
		別7-5-6	かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	適	
		別7-5-7	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	適	
		別7-5-9	かご内に戸の開閉を確認できる鏡が設置されているか	適	
		別7-5-10	出入口には、利用者感知し、閉鎖を自動制止する装置が設置されているか	適	
		別7-5-11	かご内に手すりが設置されているか	適	
	別7-5-8	不特定かつ多数の者が利用し又は主として視覚障害者が利用する建築物であるか 1	該当	1該当	
特殊な構造又は使用形態の エレベーターその 他の昇降機	共同住宅 1000㎡以上	別7-6	移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設置しているか	有	無
			[以下は、「有」の場合に記載]		
		県告	エレベーターを設置しているか	有	無
		県告	(1) 段差解消機の基準(平成12年建設省告示第1413号第1第七号)に適合しているか	適	
		県告	(2) かごの幅は70cm以上、かつ奥行きは120cm以上であるか	適	
		県告	(3) かごの奥行きと幅は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	適	非該当
		県告	エスカレーターを設置しているか	有	無
県告	(1) 車いす使用者用エスカレーターの基準(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書)に適合しているか	適			
敷地内の通路	共同住宅 1000㎡以上	別7-7-1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか	適	
		別7-7-2	段があるか	有	無
			[以下(1)~(3)は段が「有」の場合に記載]		
		別7-7-2-7	(1) 手すりを設けているか	適	
		別7-7-2-1	(2) 踏面端部とその周囲は色の明度等で識別しやすくなっているか	適	
		別7-7-2-5	(3) 段はつまづきにくいものか	適	
		別7-7-3	傾斜路があるか	有	無
			[以下(1),(2)は傾斜路が「有」の場合に記載]		
		別7-7-3-7	(1) 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	適	免除
		別7-7-3-1	(2) 前後の通路と色の明度等で識別しやすくなっているか	適	
		別7-7-3-5	(3) 幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	適	併設
		別7-7-3-1	(4) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	適	16cm以下
		別7-7-3-1	(5) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	適	免除
別7-7-4	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	適			
別7-7-5	戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	適			
別7-7-6	通路を横断する排水溝の溝ふたは、つえ、車いすの車輪等が落ちないものとなっているか	適			
別7-7-本文	地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記 - は車寄せから建物出入口までを整備)	該当			

表6 設置緩和等に係る規定

表5のチェックリストで緩和規定に該当する場合に記入する

項目	チェック項目		
各緩和規定の 該当項目	1の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する(県告示第 号)	該当
		(1) 自動車の駐車のために供する施設に設ける場合	該当
		不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに該当しない	該当

表7 準視覚障害者移動等円滑化経路 条例第21条、別表8

公益事業の事務所等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上について適用する

建築物特定施設等	適用建物	関連条項	チェック項目			
窓口又は案内所までの経路 該当有 該当無	公益事業の事務所 1000㎡以上	条21	道等から窓口又は案内所までの経路のうち、1以上を準視覚障害者移動等経路としているか	1	適	1該当
		別8-1	【以下は「適」の場合に記載】 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置がされているか (風除室内で直進する場合は免除)		適	ブロック等 音声誘導
		条21の3	道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所と敷地内の準視覚障害者移動等円滑化経路が接続されているか。		適	道等に敷設なし
廊下等 該当有 該当無	公益事業の事務所 1000㎡以上	別8-2-1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか		適	
		別8-2-2	点状ブロック等が敷設されているか (階段又は傾斜路の上端に近接する部分)	2	適	2該当
		別8-2-2	点状ブロック等が敷設されているか (階段又は傾斜路の下端に近接する部分)	2	適	2該当
階段 該当有 該当無	公益事業の事務所 1000㎡以上	別8-3-1	手すりを設けているか (踊場を除く)		適	
		別8-3-2	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか		適	
		別8-3-3	踏面端部とその周囲は色の明度等で識別しやすくなっているか		適	
		別8-3-4	段はつまづきにくいものか		適	
		別8-3-5	点状ブロック等が敷設されているか (段部分の上端に近接する踊場の部分)	3	適	3該当
		別8-3-5	点状ブロック等が敷設されているか (段部分の上端に近接する踊場の部分)	3	適	3該当
傾斜路 該当有 該当無	公益事業の事務所 1000㎡以上	別8-4-1	手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)		適	免除
		別8-4-2	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか		適	
		別8-4-3	前後の廊下等と色の明度等で識別しやすくなっているか		適	
		別8-4-4	点状ブロック等が敷設されているか (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)	4	適	4該当
		別8-4-4	点状ブロック等が敷設されているか (傾斜部分の下端に近接する踊場の部分)	4	適	4該当
エレベーター及びその乗降ロビー 該当有 該当無	公益事業の事務所 1000㎡以上	別8-5-1	かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか		適	
		別8-5-2	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		適	
		別8-5-3	かごの奥行きは135cm以上であるか		適	
		別8-5-4	乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか		適	
		別8-5-5	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか		適	
		別8-5-6	かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適	
		別8-5-7	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか		適	
		別8-5-8	かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		適	
		別8-5-9	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するもの若しくは点字方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造となっているか		適	
		別8-5-10	かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		適	
敷地内の通路 該当有 該当無	公益事業の事務所 1000㎡以上	別8-6-1	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		適	
		別8-6-2	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	5	適	5該当
		別8-7-1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか		適	
		別8-7-2	段があるか		有	無
		別8-7-2-7	【以下(1)~(3)は段が「有」の場合に記載】 (1) 手すりを設けているか		適	
		別8-7-2-1	(2) 踏面端部とその周囲は色の明度等で識別しやすくなっているか		適	
		別8-7-2-1	(3) 段はつまづきにくいものか		適	
		別8-7-3	傾斜路があるか		有	無
		別8-7-3-7	【以下(1)、(2)は傾斜路が「有」の場合に記載】 (1) 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		適	免除
		別8-7-3-1	(2) 前後の通路と色の明度等で識別しやすくなっているか		適	
別8-7本文		地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記 ~ は車寄せから建物出入口までを整備)		該当		

表8 線状ブロック等設置緩和等に係る規定

表7のチェックリストで緩和規定に該当する場合に記入する

項目	チェック項目		
各緩和規定の 該当項目	1の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する (告示第1497号) (1) 自動車車庫に設ける場合 (2) 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導でき、令21条第2項の基準に適合している	該当 該当 該当
	2の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する (国土交通省告示第1497号)(鳥取県告示 号) (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (3) 自動車車庫に設ける場合	該当 該当 該当 該当
	3の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する (告示第1497号)(鳥取県告示 号) (1) 自動車車庫に設ける場合 (2) 段部分と連続して手すりを設ける場合	該当 該当 該当
	4の該当項目	告示で定める以下の場合に該当する (告示第1497号)(鳥取県告示 号) (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (3) 自動車車庫に設ける場合 (4) 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合	該当 該当 該当 該当
	5の該当項目	告示で定める以下の部分に該当する (告示第1497号) (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (3) 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等	該当 該当 該当 該当

表9 観客席・受付カウンターの構造 条例第25条

劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設(以下「劇場等」という。)の整備

整備すべき部位	適用建物	関連条項	チェック項目		
車いす利用者用客席	劇場等	条25	床は、平坦となっているか	適	
			車いす利用者利用部分1につき、幅90cm以上、奥行き120cm以上である空間を確保しているか	適	
			車いす利用者利用部分の数は、客席の数が100以下の場合1以上、100を超え400以下の場合2以上、400を超え2,000以下の場合席の数に200分の1を乗じて得た数以上、2,000を超える場合は10以上とし、車いす利用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して設置されているか	適	
			同伴者用の客席等が設置されているか	適	
			床の端部に脱輪防止用の立ち上がり装置が設置されているか(他の客席等より高い位置にある場合)	適	
			前後の客席等の位置、高低差を考慮して車いす利用者が前列の人の頭又は肩を越えて舞台等を見ることができるよう設定されているか	適	
			車いす利用者利用部分に通ずる客席等の通路のうち1以上の通路の幅は、内法を120cm以上とし、区画50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースが設置されているか	適	
			車いす利用者利用部分に通ずる客席等の通路に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場が設置されているか	適	
			(1)傾斜路幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段併用では90cm以上となっているか		
(2)傾斜路の勾配は、1/12を超えていないか(ただし、高さが16cm以下の場合にあつては、1/8を超えないこと)					
(3)高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場が設置されているか					
受付カウンター	劇場等	条26	受付カウンターのうち1以上が、高さ70cm程度になっているか	適	
			受付カウンターの下部に、車いす利用者に配慮した空間が確保されているか	適	